

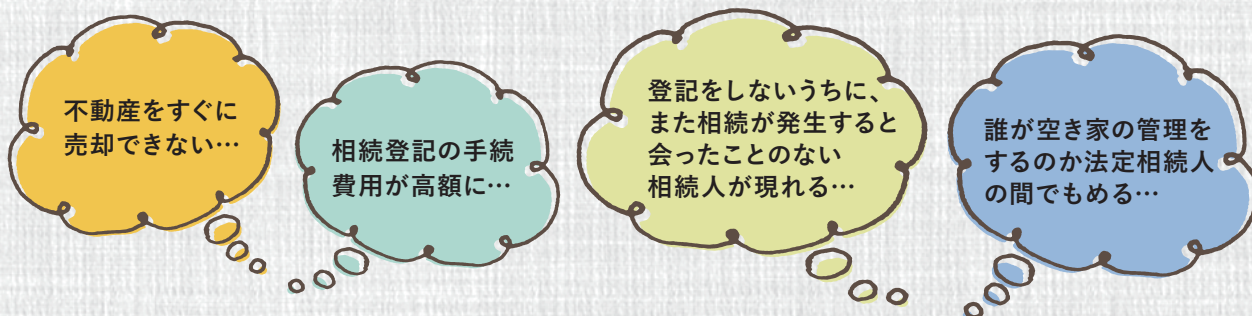
忘れていませんか？

相続登記



自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも早めの相続登記をおすすめします。

相続登記をしないで放っておくと…



- 土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相続による所有権移転」の登記を不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。
- 相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士（国家資格者）は、相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出することができます。

神奈川県司法書士会ホームページ

<https://www.shiho.or.jp>

神奈川県土地家屋調査士会ホームページ

<https://www.kanagawa-chousashi.or.jp>

横浜地方法務局

<https://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/index.html>

<<未来につなぐ相続登記>>

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます！

正当な理由がないのに義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科されることがあります。

相続登記は、
3年以内に
済ませましょう！

相続の際、
遺産分割を
きちんと
済ませましょう！

登記手続は
法務局ホームページを
ご覧ください！

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続・登記の
専門家への相談も
ご検討ください！

新制度についてはこちら！
「法務省 所有者不明」
で検索してもOK

横浜地方法務局



<https://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>